

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	5

### 8 狩猟税に関する調

区	分	税 率	列 番 号	(1)	(2)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18 (千円) 24	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	0 1 0	609	7,284
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0 2 0	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0 3 0	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	0 4 0	22	180
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0 5 0	311	2,550
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 6 0	276	4,554
		所得割額の納付を要しない者	-	0 7 0	27	242
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0 8 0	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0 9 0	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1 0 0	3	16
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1 1 0	7	39
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 2 0	17	187
	課税免除	-	1 3 0	177		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1 4 0	109		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1 5 0	68		
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	1 6 0	29	164
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1 7 0	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1 8 0	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1 9 0	1	4
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2 0 0	17	70
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2 1 0	11	90
		所得割額の納付を要しない者	-	2 2 0	1	6
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2 3 0	0	0
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2 4 0	0	0
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	2 5 0	0	0	
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	2 6 0	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	2 7 0	1	6	
課税免除	-	2 8 0	2			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2 9 0	0			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	3 0 0	2			

地方公共団体コード						表番号				
1	2	3	0	0	0	6	7	5	5	8

### 8 狩猟税に関する調

区 分		税 率	列 番 号	(3)	(4)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円) <sup>24</sup>	
狩 猟 税	わな 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3 1 0	326	2,177
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	3 2 0	0	0
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	3 3 0	0	0
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3 4 0	27	111
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	3 5 0	94	385
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	3 6 0	205	1,681
		所得割額の納付を要しない者	-	3 7 0	10	44
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 8 0	0	0
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 9 0	0	0
		㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	4 0 0	1	3
	㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	4 1 0	3	8	
	㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	4 2 0	6	33	
	課税免除	-	4 3 0	203		
	㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 4 0	166		
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	4 5 0	37			
関 係	第 二 免 許 登 録 に 係 る		-	4 6 0	97	433
		㉟ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	4 7 0	0	0
		㊱ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	4 8 0	0	0
		㊲ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 9 0	4	
		㊳ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	5 0 0	1	
		㊴ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	5 1 0	0	0
		㊵ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	5 2 0	26	70
		㊶ 上記に該当しないもの	5,500円	5 3 0	66	363
① ~ ⑬ の 合 計	-	5 4 0	1,481	10,350		